第 72 回長崎大学経営協議会議事要録

1　日　時　　平成 26 年 6 月 23 日（月）13 時 30 分～15 時 25 分

2　場　所　　第 1 会議室

3　議　　事

(1)　平成２５事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）について

理事（総務・財務担当）から，資料 3 に基づき，平成 25 事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）について説明があり，審議の結果，了承された。

なお，本報告書案については役員会で審議決定の上，文部科学省へ提出することの補足説明があった。

(2)　大学機関別認証評価に係る自己評価書（案）について

副学長（認証評価担当）から，資料 4 に基づき，大学機関別認証評価に係る自己評価書（案）について，4 月 23 日（水）開催の経営協議会で持ち帰り検討をお願いしたものであり，また，部局等からの意見を踏まえ修正を加えたものであること，本評価制度の概要及び本評価書（案）提出後の審査スケジュール等の説明があり，審議の結果，了承された。

なお，本評価書（案）については役員会で審議決定の上，大学評価・学位授与機構へ提出することの補足説明があった。

(3)　平成 25 事業年度決算について

理事（総務・財務担当）から，当該事業年度の終了後 3 月以内に文部科学省に提出し承認を受けることになっている，財務諸表（案）〔資料 5-2〕，事業報告書（案）〔資料 5-3〕及び決算報告書（案）〔資料 5-4〕について，財務レポート〔資料 5-1〕に基づき説明があり，審議の結果，了承された。

(4)　平成 27 年度概算要求について

理事（総務・財務担当）から，資料 6 に基づき，平成 27 年度概算要求（組織整備，特別経費，施設整備事業）の要求一覧が提示され，文部科学省へ要求する事項について説明があり，審議の結果，了承された。

なお，審議の過程において，概ね以下のような意見交換があった。

（◎は学外委員，○は大学側の発言）

◎　福島県立医科大学との共同大学院設置構想については，広島大学ではなく，長崎大学ということか。

○　本構想は，次の 3 点を目的として，長崎大学と共同で設置する修士課程であり，広島大学が独自に設置しているリーディング大学院（博士課程）とは異なる。

①　放射線看護に特化した修士課程を設置するものであること。福島における最大の問題は，放射線のことをしっかり説明できる保健師・看護師がいないため，本学の人材を活用し，放射線看護の教育を行う。

② 福島県立医科大学は災害医療の拠点であり，特に緊急被ばく医療の人材育成の拠点となることから，本学が連携すること。

③ 福島の教訓は世界に伝えるべきであり，将来的には国際放射線保健という修士課程を英語で実施したいと考えている。

(5) 経済学部グランド角地の譲渡について

理事（総務・財務担当）から，資料7に基づき，長崎市において施工中である都市計画道路片淵線において，交通混雑解消や歩行者の安全対策のため，長崎市から経済学部グランド角地の譲渡依頼があったことの説明があり，審議の結果，当該角地を譲渡することが了承された。

4 報告事項

(1) 平成25年度余裕資金運用実績について

理事（総務・財務担当）から，資料8に基づき，平成25年度における余裕資金運用実績について報告があった。

(2) 平成26年5月1日現在の学生在籍状況等について

理事（教学担当）から，資料9に基づき，平成26年5月1日現在の学部学生，大学院生の在籍状況及び休学状況について報告があった。

(3) 平成25年度の国家試験合格状況について

理事（教学担当）から，資料10に基づき，平成25年度の医学部，歯学部及び薬学部の国家試験合格状況について報告があった。

(4) 平成25年度就職状況について

副学長（学生担当）から，資料11に基づき，平成25年度の就職状況について報告があった。

5 協議事項

(1) 学校教育法及び国立大学法人法の一部改正について

総務企画課長から，資料12-1から12-3に基づき，学校教育法及び国立大学法人法の改正内容について説明があり，次いで，議長から，大学ガバナンス，教授会の役割・機能等についてご意見を伺いたい旨の発言があり，概ね以下のような意見交換があった。

（◎は学外委員，○は大学側の発言）

○ 大学ガバナンスに対するプレッシャーの最大の要因は，東京大学が学内の教授会の反対を受けて秋入学の導入を断念したことや，国立大学の改革がスピーディに進まないことがある。今回の改正の最大のポイントは，教授会の役割を，審議機関から学長に意見を具申するための機関という位置付けに明確化したということである。

○ 今回の改正は，ガバナンスの観点で，これまで以上に学長の存在が大きくなると思う。したがって，リーダーシップの名を借りて独断専行をやろうとする学長が出てきたときに，これを抑えることができなくなるのではないかという懸念もある。

○　学長と教授会との意見が対立した場合に，学長がこの法律を盾に取って最終的に決めることができることは非常に大きな改正であるが，国立大学が法人化され，教授会の機能が実際に弱まっているところに，このような改正があると，現場の先生方の主体的な改革意識を削ぐことになるのではないかと危惧しており，非常に難しい運用が要求される。

◎　本改正は，最終決定権を誰が持つかを理解するには良いと思うが，教授会の機能の低下とは切り離して考える必要がある。

○　学内規程等の改正については，今後文部科学省から施行通知や省令が出され，それらに基づいて，どのように改正していくかを検討する必要がある。

◎　大学は，外から見ると分かりにくい組織であると思う。今回の改正で「誰がどのような役割を担うか」を明確にした上で，教員の主体性をどのようにフォローしていくかが大事だと思う。

◎　学長選考会議の規則については，本学は既に改正後の国立大学法人法の内容を取り込んでいると思うが，さらに変更しなければならないことが出てくるのか。

○　文部科学省が公表事項を示すことになるので，それに合わせた改正が必要になる。

○　本改正により，教授会の機能が教育研究に限られることになるので，例えば学長が全ての教員人事をやるという考え方もできるが，それぞれ専門性があり現実的には難しい。この改正法に基づいて，どのように制度設計を行うかが非常に大きな課題である。

○　教授会が意見を具申する事項の中に「教員人事」を入れるかについて，文部科学省から施行通知等で示されることになるのか。

（以上）